

稚内市高齢者保健福祉計画・第6期稚内市介護保険事業計画を策定

本計画では、本市における高齢者の皆さんの様々な問題に対応するため、保健福祉並びに介護保険事業の基本的な目標を定めています。

その必要な施策と取り組みを総合的に進めていくよう、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間として策定しました。

その中でも、重点的に取り組む事項や、新たな介護保険料等を中心にご紹介します。

地域包括ケアシステムを構築

地域包括ケアシステムとは、高齢者の皆さんが可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に確保される体制のことを言います。



第6期の計画における地域包括ケアシステムの具体的な施策としては、「認知症施策の推進」、「生活支援・介護予防サービスの充実・強化」が挙げられ、重点的に取り組むこととしています。

地域の目指すべき姿

● 介護予防を推進するまちづくり

高齢者の皆さん自らが、健康の増進・維持・管理に努め、介護を必要とする状態の発生や悪化を予防できる地域を目指します。また、地域での介護予防のための教室や集いの場の拡大を図ります。

● 安心して暮らせるまちづくり

関係機関との協働により医療と介護の連携強化のためのシステムづくりを進めます。また、高齢者の皆さんが自身の状態に応じて介護サービス等の支援を適切に受けることができ、住み慣れた場所で、安心して生活することができる地域を目指します。

● 生きがいを持って暮らせるまちづくり

高齢者の皆さんが持つ豊富な知識や経験、技術などを活かしながら、地域社会での活躍と生きがいを持った暮らしができる地域を目指します。

地域包括ケア推進会議で市民の方の意見をいただきました。



【介護保険制度改正の重点項目】

①地域包括ケアシステムの構築

◆サービスの充実

地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

1. 在宅医療・介護の連携推進
2. 認知症施策の推進
3. 地域ケア会議の推進
4. 生活支援サービスの充実・強化

◆サービスの効率化・重点化

1. 全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様化
2. 特別養護老人ホームの新規入所者は、原則として、要介護3以上に限定(既入所者は除く)

②費用負担の公平化

◆低所得者の保険料軽減を拡充

低所得者の保険料の軽減割合を拡大

◆重点化・効率化

- ①一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ
※平成27年8月から年金受給額が280万円以上の方について自己負担額が原則2割になります。
- ②低所得者の施設利用の食費・居住費を補てんする「補足給付」の要件に資産等を追加

● 高齢者をやさしく支えるまちづくり
行政、市民、保健医療・福祉団体や民間事業者などが連携し、高齢者の皆さんを支える仕組みが形成されてきたなかで、今

後は、町内会、民間事業者などの連携により世代を超えた「ふれあい」や「つながり」を通じて、社会全体で高齢者の皆さんをやさしく支える地域を目指します。

重点的に取り組む3つの柱

①介護保険制度の改正と基本的な対応

平成37年には団塊の世代が75歳以上となり、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になるとされています。

本市においても、中長期的な視野に立って各事業に積極的に取り組み、対象となる方の混乱を招くことがないように情報発信を行っていきます。

今後、高齢化が進むと医療や介護を必要とする方がますます増加していくことが考えられるため、退院後などの生活を支える在宅医療や、介護サービスの充実により、早期に在宅復帰や社会復帰ができるような仕

平成37年を見据え、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保することが不可欠であり、2つの項目【左の表】を重点とする介護保険制度の改正が行われました。

②地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し

平成37年を見据え、十分な介護サービスの確保だけではなく、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に行う「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みをより一層推進していきます。

③新しい介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

これまで、一部市町村で実施していた、介護予防・日常生活支援総合事業を見直し、平成29年4月までに要支援者等に対する「新しい総合事業」を実施することになりました。

主な取り組み内容

- ◆在宅医療・介護の連携推進
- ◆認知症施策の推進
- ◆地域ケア会議の推進
- ◆生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加
- ◆予防給付の見直しと新しい総合事業への移行
- ◆高齢者の住まいの安定的な確保
- ◆介護サービスの重点化・効率化



予防給付のうち、訪問介護と通所介護については、住民主体の取り組みを中心に効率的なサービスを提供できるように「新しい総合事業」に移行します。

介護予防事業においても、リハビリテーション専門職の関与によるケアマネジメントの機能強化や、一次予防高齢者と二次予防高齢者を区別をせずに事業を実施することで、重度化予防を推進します。